



銚田市地域公共交通計画

概要版



令和7年3月
銚田市

I 計画概要

I-1. 計画策定の目的

銚田市地域公共交通網形成計画（令和元年度策定）の計画期間が令和6年度で満了します。現状と課題を踏まえ、今後の地域公共交通の方針を示した計画への更新が必要です。

また、あらゆる政策ツールを最大限活用し、利便性・生産性・持続可能性の高い地域公共交通への「リ・デザイン」（再構築）を加速化するため、地域公共交通活性化及び再生に関する法律が改正され、令和5年10月1日に施行されました。

これらを踏まえ、公共交通のマスタープランとなる「銚田市地域公共交通計画」を策定します。

I-2. 計画区域

原則、銚田市全域を計画区域とします。

I-3. 計画対象

本計画では、本市で公共交通として運行している鉄道、路線バス、高速バス、デマンド型乗合タクシー、タクシーや、特定の対象者の移動を支える交通として運行しているスクールバス、訪問介護移送サービス、施設送迎サービス、及び、今後計画期間内に運行する公共交通を対象とします。

徒歩や自転車などを含め、幅広い移動サービスを対象として、基本的な方針、目標、公共交通施策を位置付けます。

I-4. 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間内であっても、公共交通を取り巻く環境の変化などに応じて、計画の見直しを検討します。

I-5. 計画の位置付け

①地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月制定）に基づく、地域公共交通計画として策定します。

②まちづくりの一環としての公共交通のマスタープラン

総合的なまちづくりの一環として、公共交通に関わる事項を位置付ける「公共交通のマスタープラン」として策定します。

③地域の関係者が共創して取り組むための共有ビジョン

地域の関係者が同様の目標、方針のもとで取り組むための共有ビジョンとして策定します。

II 地域公共交通の現状について

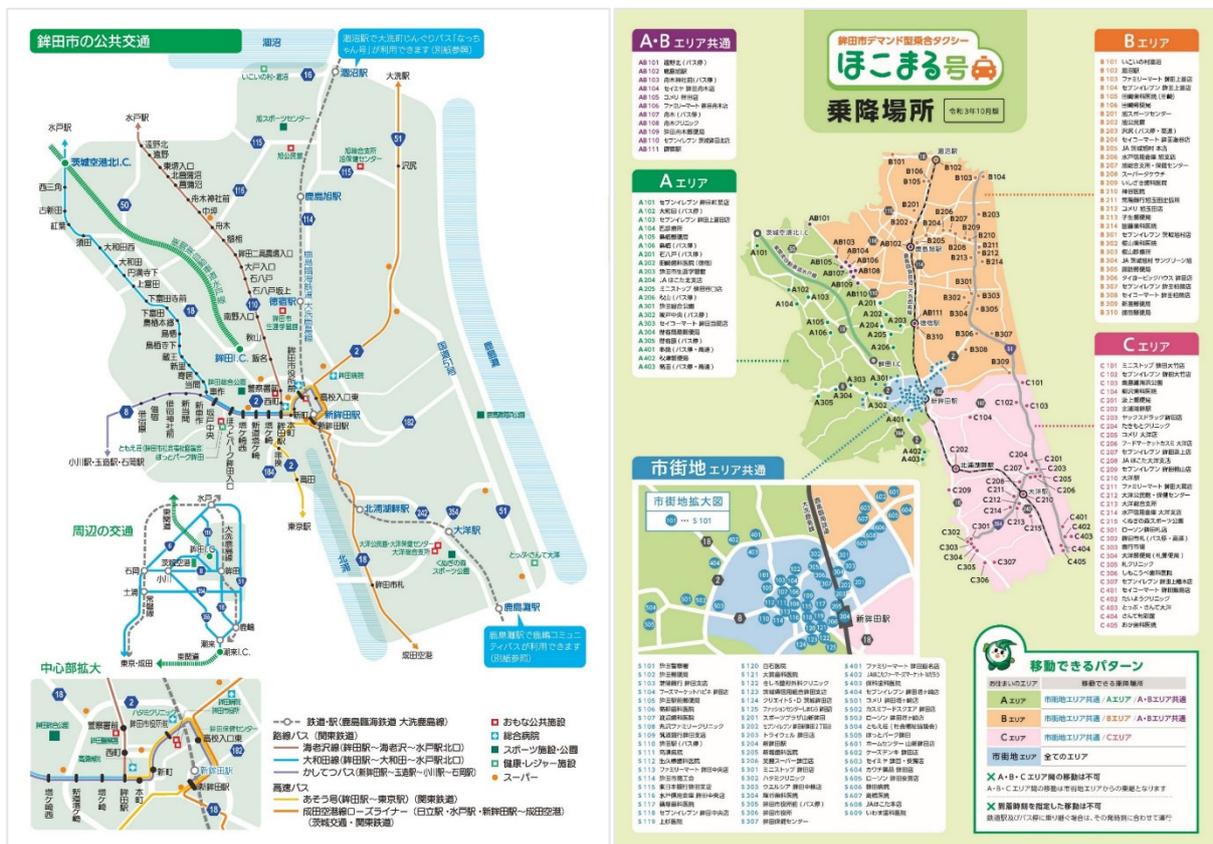
市民、鉄道利用者、市内主要施設へのアンケート調査及びデマンド型乗合タクシー利用者、公共交通事業者、民生委員へのヒアリング調査を実施しました。また、統計資料等や上位関連計画を整理し、鉾田市地域公共交通網形成計画の計画目標（数値目標）の達成状況の評価と公共交通施策の実施状況の確認を行い、地域公共交通の現状を分析しました。

地域公共交通に関する現状

- ・ 75 歳以上の高齢者が増加
- ・ 公共交通の利用目的は主に通学、買物、通院
- ・ ほこまる号の運行の継続が望まれている
- ・ 上位関連計画に公共交通の取組が記載されている
- ・ 大洗鹿島線や路線バスの存続のために国・県・市の補助金等が活用されている
- ・ 市民は公共交通の維持・確保のための市の負担には肯定的
- ・ 市内施設には身体障がい者や外国人等も含め様々な人が来訪している
- ・ 公共交通の維持・改善には様々な課題もある
- ・ 駅やバス停までの移動手段の確保が必要
- ・ 市民は主に自家用車の運転や送迎で市内及び近隣市町を移動している
- ・ 市民の公共交通の満足度が低い
- ・ 公共交通以外にも市民の移動を支えている交通サービスがある
- ・ 市内施設には市内外からの来訪者がいる

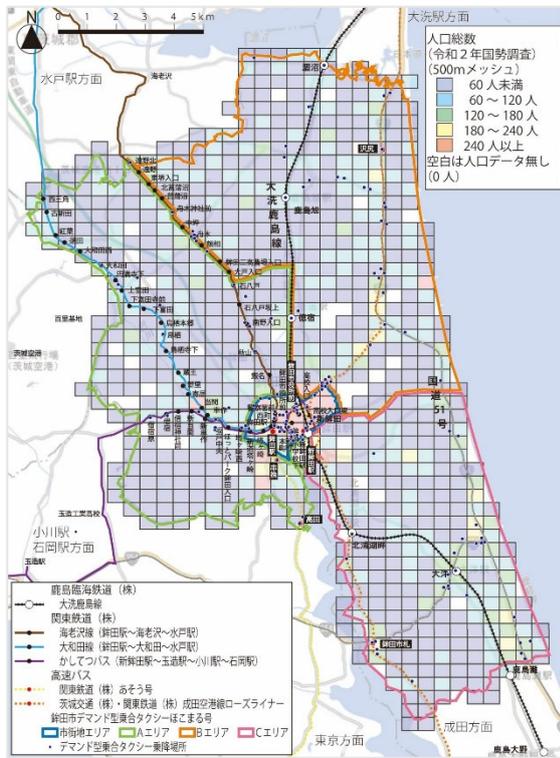
●市内の公共交通の運行状況

市内の公共交通として、鉄道、路線バス、高速バス、デマンド型乗合タクシー、タクシーが運行されています。



●総人口と公共交通網

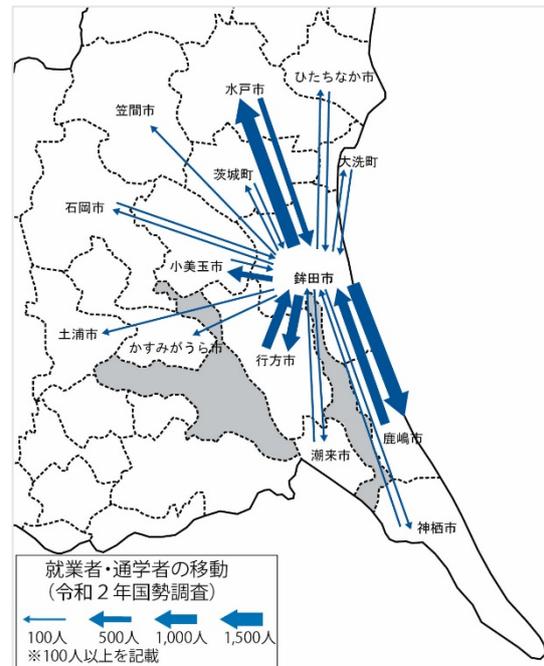
新鉾田駅周辺の人口が多く、市全体に可住地が広がっています。



●就業者・通学者の移動状況

本市から水戸市、鹿嶋市、行方市、小美玉市への就業者・通学者の移動が多い状況です。

また、鹿嶋市、行方市、水戸市から本市への就業者・通学者の移動が多い状況です。



III 地域公共交通における課題

課題1 交通弱者の移動手段の維持・確保

交通弱者を含む市民の移動手段として今後も公共交通を維持・確保していくことが求められており、民間交通事業者の経営努力だけで担えない部分については市が適正に支援していく必要があります。

課題2 公共交通の運行内容の見直し・改善要望

公共交通を必要としている人にとって利用しやすい公共交通となるよう運行内容の見直し・改善を図る必要があります。

課題3 公共交通の利用環境の整備

公共交通を利用しやすくするため、駅やバス停までの移動手段の確保と、待合環境の整備を行う必要があります。

課題4 公共交通の周知

公共交通の利用方法や運行内容がわからない市民がいるため、周知が必要です。公共交通利用者への理解を深めるため、また、将来の公共交通利用に備えるため、現在自家用車を運転して移動している市民にも本市の公共交通への関心を高める必要があります。

課題5 特定の対象者の移動を支える交通との共存

教育サービスや福祉サービスの特定の対象者の移動を支える交通と公共交通が役割分担し、共存しながらの市民の移動を支えていく必要があります。

IV 地域公共交通における基本的な方針と目標

IV-1. 公共交通の役割

公共交通の役割を下記のように設定します。

交通モードは、鉄道、高速バス、路線バス、デマンド型乗合タクシー、タクシー等の不特定多数の移動を支える交通（公共交通）と、スクールバス、施設送迎バス等の特定の対象者の移動を支える交通があります。

公共交通の移動範囲は、近隣市町村との広域移動を支える幹線交通（広域交通と基幹交通）と、市内の移動を支える支線交通に分類されます。

区分		交通モード		
対象者	移動範囲			
不特定多数の移動を支える交通（公共交通）	広域移動を支える幹線交通	広域交通	鉄道 高速バス 近隣都県や隣接市町村への広域的な移動を支える骨格軸として、市民の通勤、通学、通院、買物等の日常生活における移動や、観光客等の来訪者の移動を担い、市町村間の交流を活性化させる。	
		基幹交通	路線バス（地域間幹線系統等の広域路線バス） タクシー 隣接市町村への広域的な移動を支える基幹軸として、市民の通勤、通学、通院、買物等の日常生活における移動を支える。	
			デマンド型乗合タクシー 路線バス（市内で完結する系統）※ コミュニティバス※ 自家用有償旅客運送※ 交通結節点において、幹線交通と接続し、幹線交通と連携した交通ネットワークを構成する。市内の通勤、通学、通院、買物等の日常生活における移動を支える。	
	市内の移動を支える支線交通			
	特定の対象者の移動を支える交通	特定の施設への移動を支える	訪問介護移送サービス事業	特定の対象者（一人で公共交通機関を利用することが困難な障がい者や要介護者等）の移動を支える。
			福祉有償運送※	
			スクールバス	特定の対象者（学校の児童や生徒、施設利用者等）を特定の場所（学校、医療機関、薬局等の施設）へ輸送する。
施設送迎バス				
観光バス				

※現在の銚田市にはない交通モード

IV-2. 目指すべき姿

本市の公共交通で目指すべき姿を下記のように設定します。

まちの変化に対応し続ける公共交通

●人口減少や高齢化等の社会状況の変化に対応する公共交通

本市は人口減少や高齢化が進行しているため、自家用車を運転できる人や家族等の送迎により移動できる人が減少し、公共交通による移動需要が高まっています。また、人口減少対策として教育環境の充実が重要であり、児童・学生の通学の移動手段の確保が必要です。

市民の暮らしを支え続けるため、社会状況の変化に対応しつつ公共交通を維持していきます。

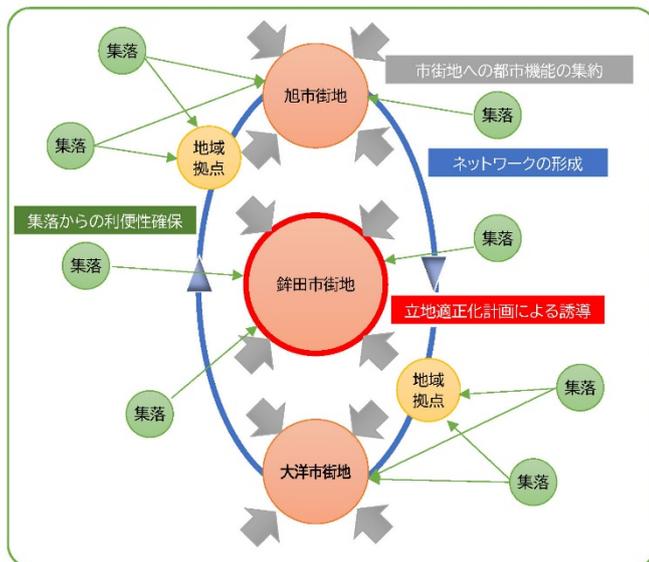
●新庁舎・公共施設等整備等の変化するまちづくりと連携する公共交通

本市では新庁舎・公共施設等整備事業を進めており、併せて周辺整備も目指すこととなっています。これを契機に市内での施設立地状況に変化が生じる可能性もあります。

また、銚田市立地適正化計画において、コンパクトなまちづくりを進めるため、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づいて市街地や地域拠点間のネットワークを形成することとしています。

まちづくりの動向に注目し、連携しながら公共交通ネットワークを形成していきます。

図-銚田市におけるコンパクト・プラス・ネットワークの考え方



出典：銚田市立地適正化計画

●定期的な運行内容見直しにより市民ニーズに対応する公共交通

社会状況やまちづくりの状況が変化すると公共交通に対する市民ニーズが変化します。公共交通に対する市民の満足度を向上させるため、公共交通の利用状況に加えて社会状況やまちづくりの状況の変化も踏まえ、定期的に公共交通の運行内容を見直すことで市民ニーズに対応していきます。

IV—3. 基本的な方針

方針Ⅰ 持続可能な公共交通の運営 【運行支援】

本市は、大洗鹿島線やほこまる号の運行、市外限定デジタルタクシー事業、スクールバス運行において費用負担を行っています。また、路線バスやほこまる号の運行において国庫補助金を活用しています。

国や県等の補助金も活用しながら適正に費用負担を行い、持続可能な公共交通として運行を維持していきます。

方針Ⅱ 交通弱者にも配慮した利用しやすい公共交通の運行 【運行内容】

定期的に公共交通の利用状況や利用者ニーズを確認し、市民及び市外来訪者にとって利用しやすく移動しやすい公共交通となるよう、運行内容を見直すとともに、新たな施設の立地も視野にまちづくりの分野と連携し、来訪交通手段を検討します。

また、既存公共交通を利用できない身体障がい者等や、介護が必要な障がい者等に配慮し、バリアフリー化や運行内容の見直しを行い、公共交通を利用できる人を増やします。

さらに、近年の新技术やデジタル技術の進展に伴い、市の地域特性にあった公共交通において取り入れられる技術の導入を検討し、より効率的で持続可能な公共交通の運行を目指していきます。

方針Ⅲ 利用しやすい公共交通の環境整備 【利用環境】

駅やバス停までの移動手段の確保や、駅やバス停の待合環境の整備を進めます。また、新たな施設が立地する場合には、バス停や、デマンド型乗合タクシー及びタクシーの乗降場所を施設内もしくは施設近隣に設置することを検討します。

これらにより利用しやすい公共交通の環境を整備していきます。

方針Ⅳ 公共交通のわかりやすい情報発信 【利用促進】

市民全体の公共交通への関心を高め、公共交通の満足度を向上させるとともに、公共交通の利用を促進します。そのために、公共交通の利用方法や運行内容を利用者だけでなく市民全体にわかりやすく伝える工夫をしていきます。

方針Ⅴ 特定の対象者の移動を支える交通との共存 【共創】

公共交通で移動手段を確保できない交通弱者には、教育部門や福祉部門と連携し、教育サービスや福祉サービスとして移動手段を確保します。観光施設については観光部門と連携して来訪手段を検討します。スクールバス、訪問介護移送サービス事業、施設送迎サービスといった特定の対象者の移動を支える交通と公共交通が役割分担し、共存しながら市民の移動を支えていきます。

IV—4. 目標と数値目標

基本的な方針の実現のための目標と、目標の達成状況を評価するための数値目標を設定します。数値目標は、計画期間終了時の令和 11 年度の目標値とします。

基本的な方針	目標・数値目標
方針Ⅰ 【運行支援】 持続可能な公共交通の 運営	目標A 公共交通の運行の継続 数値目標A-1 市民1人あたりの公共交通への市投入額 1,200円/年以上 数値目標A-2 ほこまる号の収支率 13.0%以上
方針Ⅱ 【運行内容】 方針交通弱者にも配慮 した利用しやすい公共 交通の運行	目標B 公共交通利用者数の維持 数値目標B-1 市民1万人あたりの大洗鹿島線市内駅利用者数 220人/日以上 数値目標B-2 市民1万人あたりの路線バス市内バス停利用者数 7人/日以上
方針Ⅲ 【利用環境】 利用しやすい公共交通 の環境整備	数値目標B-3 市民1万人あたりのほこまる号利用者数 15人/日以上
方針Ⅳ 【利用促進】 公共交通のわかりやす い情報発信	目標C 公共交通への関心の向上 数値目標C-1 ほこまる号会員登録者数 累計2,200人以上 数値目標C-2 市外限定デジタルタクシー利用助成事業登録者数 累計820人以上 数値目標C-3 市民アンケートにおける公共交通の満足度 4ポイント以上増加
方針Ⅴ 【共創】 特定の対象者の移動を 支える交通との共存	目標D 多様な主体との共創 数値目標D 共創事業実施件数 累計5件以上

IV—5. 計画の達成状況の評価方法

計画の達成状況は、毎年度、銚田市地域公共交通会議で公共交通施策の実施状況を検証します。あわせて、数値目標の達成状況を確認し、目標年次の達成の見通しを検証します。

計画期間の最終年度である令和 11 年度においては、目標・数値目標の達成状況の評価と要因分析を行い、公共交通施策や目標を見直し、本計画の更新を行うこととします。

V 公共交通施策

基本的な方針の実現や目標達成のために行う公共交通施策を設定します。

基本的な方針	公共交通施策・事業
方針Ⅰ 持続可能な公共交通の運営 【運行支援】	施策Ⅰ－１ 公共交通機関への支援 ①公共交通の運行における補助の活用 ②鉄道・路線バスへの市の支援 ※重点事業 ③運転士確保への支援
方針Ⅱ 交通弱者にも配慮した利用しやすい公共交通の運行 【運行内容】	施策Ⅱ－１ 市内移動手段の運行内容見直し ①ほこまる号の運行内容見直し・拡充 ※重点事業 ②施設立地に合わせた移動手段の確保 ※重点事業 ③市街地巡回バス運行の検討 施策Ⅱ－２ 市外移動への支援 ①市外限定デジタルタクシー事業の検証 施策Ⅱ－３ 新技術の研究・導入 ①ノンステップバス導入の推進 ②電気バス導入の推進 ③新技術の導入検討 ④キャッシュレス決済の導入検討
方針Ⅲ 利用しやすい公共交通の環境整備 【利用環境】	施策Ⅲ－１ 交通結節点の機能充実 ①新鉾田駅の主要交通結節点としての整備 施策Ⅲ－２ 待合環境の整備 ①民間施設・団体と連携した待合環境の整備
方針Ⅳ 公共交通のわかりやすい情報発信 【利用促進】	施策Ⅳ－１ 公共交通の周知・利用促進活動 ①ダイヤ改正に合わせた公共交通案内の更新 ②公共交通の周知イベント実施 ③イベントや観光での公共交通の活用 ④免許返納者への公共交通利用券の配布 ⑤県及び沿線自治体と連携した大洗鹿島線の活性化事業 ⑥公共交通の乗り方教室・交通安全教室 ⑦ほこまる号WEB予約の推進
方針Ⅴ 特定の対象者の移動を支える交通との共存 【共創】	施策Ⅴ－１ 官民共創 ①特定の対象者の移動を支える交通との共創 ②市内施設での公共交通の案内 ③災害時の公共交通や市有地活用のための共創 ④貨客混載 ⑤運転士による市への道路状況報告 施策Ⅴ－２ 他分野共創 ①通学手段の確保 ②福祉有償運送の運行 ③観光客の来訪手段の確保・案内

※重点事業は、必要性が高いため、関係者と協力して重点的に取り組みます。

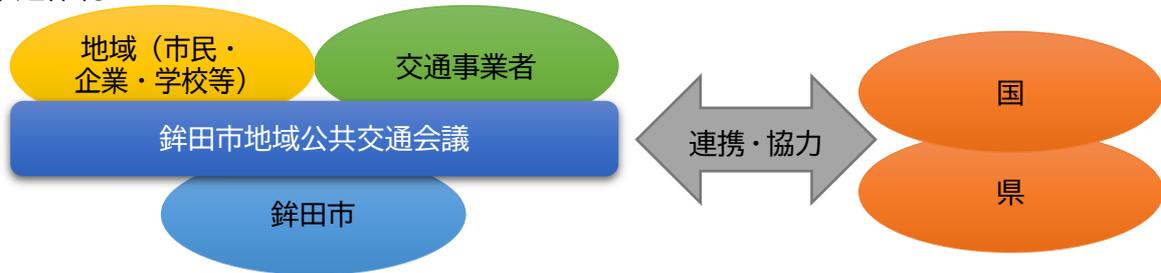
VI 計画の推進方策

利用者である市民等や、交通事業者などの関係機関が本計画を理解・共有し、推進していくことが重要です。そのため、銚田市及び銚田市地域公共交通会議が中心になって本計画の周知を進めます。

また、本計画に基づく公共交通施策は、まちづくりの一環として地域（市民・企業・学校等）、交通事業者、銚田市及び銚田市地域公共交通会議等の関係機関が連携・協力して進めます。

さらに、国や県等との関係機関との連携・協力を図りながら本計画を推進することとします。

●推進体制



VII 市内公共交通の位置付け・役割と資金の確保

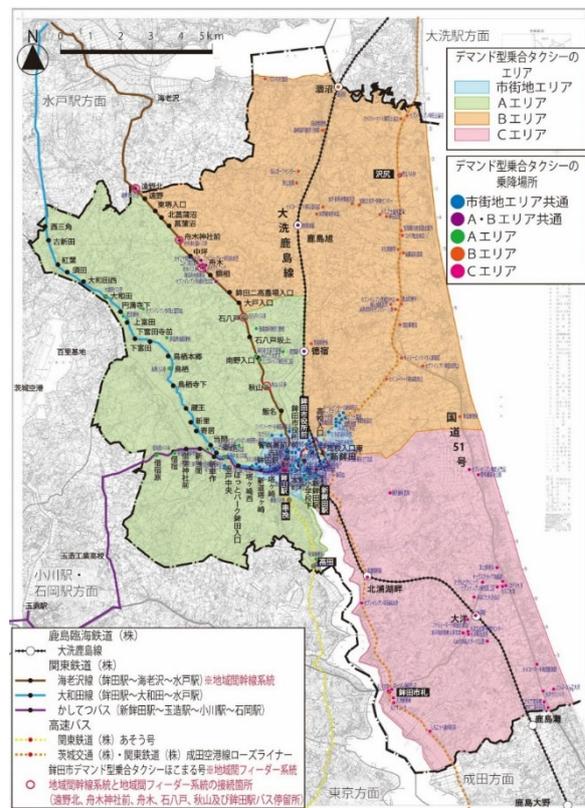
路線バス海老沢線は、銚田市内外の拠点間を連絡し、通学や買物等のほか、常磐線水戸駅への移動手段を担います。他モードや地域内交通と連絡し、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っています。

銚田市デマンド型乗合タクシーほこまる号は、市内全域で運行し、地域の移動手段としての役割を担っており、また、路線バス海老沢線への接続により広域への移動も可能とするなど、路線バス海老沢線を補完する欠かせない移動手段です。

一方で、これらの路線は自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

その他の施策についても、適宜、国や県の補助制度を活用して効果的な施策の実施を図っていきます。

●市内の運行系統・区域図



お問い合わせ先 銚田市 政策企画部 まちづくり推進課 0291-33-2111（代表）
 〒311-1592 茨城県銚田市銚田 1444 番地 1